

自転車の安全ルールについて

		
<p>飲酒運転は禁止 自転車も飲酒運転は禁止 【罰則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ※ 酒に酔った状態で運転した場合</p>	<p>二人乗りは禁止 二人乗りをしてはいけません 【罰則】 2万円以下の罰金又は科料</p>	<p>並進は禁止 「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止 【罰則】 2万円以下の罰金又は科料</p>

		
<p>夜間はライトを点灯 夜間は、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつける 【罰則】 5万円以下の罰金</p>	<p>信号を守る 信号を必ず守る 【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金</p>	<p>交差点での一時停止と安全確認 一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行 【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金</p>

★傘を差しながら・携帯電話を使用しながらの運転

傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で自転車を運転してはいけません。
また、携帯電話で話をしたり、メールをしたりしながらの運転もしてはいけません。



【罰則】 5万円以下の罰金



こんな運転もやめましょう！

傘を自転車に固定して運転すると、自転車の積載制限違反になります。また、不安定になったり、視野が妨げられたり、傘が歩行者に接触するなどして、危険な場合がありますのでやめましょう。

自転車の積載制限は、「幅は積載装置又は乗車装置の幅に0.3メートルを加えたものを超えないこと、高さは2メートルを超えないこと」などと規定されています（東京都道路交通規則第10条）。

【罰則】 2万円以下の罰金又は科料

以上に示してあることは、すべて法律等で定められています。